

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター健康検診助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会員の健康の維持増進を図るため、会員が健康検診を受検した場合、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）が、その一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「健康検診」とは、人間ドック、定期健康診断をいう。

2 「人間ドック」とは、健康で働いている者が日帰り又は宿泊により各種臨床検査を受けるもので、当該経費について健康保険が適用されないものをいう。

3 「定期健康診断」とは、労働安全衛生法第66条第1項により事業者に義務付けられている健康診断をいう。

(助成の対象)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次のとおりとする。

2 「人間ドック」受検日において35歳以上の会員とする。

3 「定期健康診断」を受検した会員を雇用する事業主とする。

(助成金等の額)

第4条 助成金の額は、次のとおりとする。

2 「人間ドック」は、5,000円(年度内1人1回に限る。)とする。ただし、事業主及び保険機関等が経費の一部を負担するなどにより会員が負担した額が、5,000円未満のときは、会員が負担した額とする。

3 「定期健康診断」は、2,000円(各検診年度内1人1回に限る。)とする。ただし、助成金は、事業主の会費負担割合に応じて算定するものとする。

(助成金の請求方法)

第5条 助成金の請求方法は、次のとおりとする。

2 「人間ドック」は、受検した日から2年以内に人間ドック受検助成金交付請求書並びに医療機関の発行した受検者名の記入された領収書を添付し、理事長に請求するものとする。

3 「定期健康診断」は、受検した日から2年以内に定期健康診断受検助成金交付請求書並びに定期健康診断受検証明書(又は、医療機関発行の領収書)を添付し、理事長に請求するものとする。

(権利の時効)

第6条 この要綱による助成金の請求権は、その助成事由が発生した日から2年間で消滅する。

(助成金の支払)

第7条 理事長は、第5条に規定する請求書等を受理したときは、その内容を審査の上、速やかに助成金を支払うものとする。

2 助成金の支払は、口座振込又はセンターの窓口払いとする。

3 センターの窓口で支払を受けようとする者は、身分を証明するものを提示しな

ければならない。

(助成金の返還)

第8条 理事長は、助成金を受けた者が、偽りその他不正の行為により助成金を受けたと認められるときは、直ちにその者から助成金を返還させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記の日から施行する。
- 2 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記前に発生した財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター健康検診助成金交付要綱による交付事由については、この要綱による交付事由とみなす。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。